平成２５年（フ）第５４９３号
大阪府吹田市南金田２丁目６番31号
債務者　髙橋　賢二
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５９０号
大阪府吹田市青山台１丁目２番Ｃ16―406号
債務者　東城裕美子（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６０６号
大阪市淀川区田川３丁目２番２―701号
債務者　西川　泰幸
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６０７号
大阪市淀川区田川３丁目２番２―701号
債務者　西川真由美
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６１８号
大阪市東成区中本３丁目14番４号
債務者　平野　智也
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６８５号
大阪市東成区大今里３丁目13番20―306号
債務者　蓑部亜紀子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６９４号
大阪府高槻市南総持寺町７番14―206号
債務者　遠上　照子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７３０号
大阪市住吉区上住吉１丁目６番21―506号
債務者　佐藤　　守
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７４６号
大阪府摂津市鳥飼野々１丁目１番８－２号
債務者　瀬川　恵子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７７４号
大阪府豊中市服部南町２丁目６番17―303号
債務者　高井　聡志
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７９５号
堺市堺区熊野町東４丁４番19号　平成ビル503
債務者　本間　裕美
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７９７号
大阪市東淀川区豊新４丁目16番11―904号
債務者　田中　　等
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８０１号
大阪市住吉区清水丘２丁目５番20号、前住所大阪府吹田市東御旅町２番50号
債務者　古味　裕至
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８０２号
大阪市住吉区清水丘２丁目５番20号、前住所大阪府吹田市東御旅町２番50号
債務者　古味　敦子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８２９号
大阪府守口市大日町４丁目46番18号
債務者　篠田　　誠
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８３８号
大阪府豊中市服部元町２丁目７番８―103号
債務者　佐竹　勇一
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８５３号
大阪府門真市上島町３番10―203号
債務者　平田　良江
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８５５号
大阪府東大阪市中鴻池町２丁目７番37号　三島荘10号
債務者　吉田　重信
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部